

A社：神戸市中央区所在 免許更新回数（1）
《措置：嚴重警告・違約金、義務講習会受講》
対象広告：インターネット広告（賃貸スモッカ）

賃貸住宅1物件

■ おとり広告

- ◎ 平成29年9月11日時点の広告について、少なくとも同年9月4日に情報登録を行い、取引できるかのように表示していたが、当該物件は平成21年10月31日に契約済みで取引不可であった。

■ 取引内容の不当表示

- ◎ 「専任 A社」 ⇒ A社は一般媒介であり、専任媒介ではない。

■ 取引条件の不当表示

- ◎ 「賃料 4.5万円」 ⇒ 契約時の賃料は5.2万円。

■ 必要表示事項違反

- ◎ 「住宅保険 お問い合わせください。」 ⇒ 損害保険料が必要である旨不記載。

※ A社は平成28年6月27日に当協議会から嚴重警告及び違約金課徴の措置を受けている。

B社：兵庫県尼崎市所在 免許更新回数（2）
《措置：嚴重警告・違約金、義務講習会受講》
対象広告：インターネット広告（マイナビ賃貸）

賃貸住宅2物件

■ おとり広告

- ◎ 平成29年4月7日に情報登録後、同年5月13日に契約済みとなったにもかかわらず、これを削除せずに同年9月6日まで広告していた。
- ◎ 平成26年10月24日に情報登録後、平成29年4月10日に契約済みとなったにもかかわらず、これを削除せずに同年9月6日まで広告していた。